

北海道札幌北陵高等学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は北海道札幌北陵高等学校PTAとよぶ。

(目的)

第2条 本会は会員の研修と親睦を推進し、学校・家庭・地域相互の理解と協力を深めて、生徒の心身の健全な発達・成長に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修と親睦
- 2 学校と家庭との連携
- 3 広報活動
- 4 教育環境の整備充実
- 5 生徒の海外研修派遣事業
- 6 その他必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会は本校生徒の保護者（又はこれに代わる人）と本校職員及び本会の趣旨に賛同する人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長4名 事務局長1名 会計2名 会計監査3名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を掌る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は会務の処理を統括する。
- 4 会計は本会の会計事務を行う。
- 5 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事及び任期)

第7条 役員仕事及び任期は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、会計監査は総会において選任する。
- 2 事務局長、会計は会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(校長及び顧問等)

第8条 校長は学校を代表し、会の運営に参画する。

- 2 会長は、総会の同意を得て、顧問及び名誉会長を委嘱し、必要と認めるときには意見を求めることができる。

(運営委員)

第9条 本会の事業を推進するため、役員の外に運営委員を置く。

(運営委員の仕事)

第9条の2 運営委員は次のいずれかの担当委員に所属し、役員と連携しながらそれぞれの仕事を行う。なお、役員は担当委員を兼ねることができる。

1. 研修担当委員…会員の研修に関すること
2. 海外研修担当委員…海外から研修で来日する高校生のホームステイの受入れ等に関すること
3. 広報担当委員…本会の広報に関すること

(運営委員の仕事及び任期)

第9条の3 運営委員は各学年から選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員の組織)

第9条の4 各担当委員から運営委員長をそれぞれ1名、運営副委員長をそれぞれ2名互選する。

(事務局)

第10条 事務局は本校内におき、事務局長のほか若干の事務局員をもって構成し、会務の処理にあたる。なお、事務局員は会長が委嘱する。

(会議)

第11条 会議は、総会、役員会、運営担当委員会及びその他の委員会とする。

1. 総会は毎年1回定期に会長が招集し、次の事項を審議・決定する。
(イ)会務報告・決算の承認 (ロ)事業計画・予算の決定
(ハ)役員の変更 (ニ)会則の改廃 (ホ)その他
また、必要に応じて会長は臨時に総会を開くことができる。
総会の議決は、出席会員の過半数の賛同による。
2. 役員会は本会役員と運営委員各担当委員長及び副委員長をもって構成し、必要に応じて会長が招集して、本会の運営・事業等について審議・決定し、執行する。
3. 運営担当委員会は運営委員の担当委員、役員及びPTA担当の教職員をもって構成し、その任務に関わる必要事項について審議・決定して執行する。なお、必要に応じて運営委員会を開くことができる。
4. その他の委員会は必要に応じて設ける。(会計)

第12条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 1 入会金は会員1名につき1,000円とする。会費は生徒1名につき月額300円とする。ただし、兄弟姉妹で在学している場合は、1名を定額とし、他は半額を減免する。
- 2 職員は会費月額300円とする。
- 3 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 特定の事業のための準備金として積立金を別に設けることができる。ただし、財源は一般会計の内からとする。

附 則 1 本会の運営に関し、必要に応じて細則を別に定めることができる。

- 2 本会則は、昭和47年4月10日から施行する。
- 3 昭和49年5月22日一部改正
- 4 昭和50年5月26日一部改正
- 5 昭和52年5月30日一部改正
- 6 昭和58年5月21日一部改正
- 7 平成4年5月16日一部改正
- 8 平成13年5月19日一部改正
- 9 平成20年4月25日一部改正
- 10 平成21年4月28日一部改正
- 11 平成21年度及び平成22年度に就任した役員及び学年委員長、学年副委員長は、平成23年度末までの間に限り、会長の委嘱により、生徒の卒業に際しても本会を退会せず、引き続き全国高P連大会担当副会長として役員にとどまることとする。なお、本項は平成23年度末をもって削除する。
- 12 平成22年4月30日一部改正
- 13 平成23年4月25日一部改正
- 14 平成26年4月24日一部改正
- 15 平成29年4月28日一部改正